

交通事故による負傷者を搬送した者に対する報償金贈与要綱の制定について（例規通達）

昭和46年10月26日

広交指第1485号警察本部長

改正 昭和52年3月広交指第177号
平成5年12月広総務第454号
平成8年3月広警務第196号
平成19年4月広警務第795号
平成27年3月広警務第482号

昭和53年4月広務第654号
平成6年9月広警務第740号
平成14年4月広警務第631号
平成25年3月広警務第547号
平成28年1月広総務第97号
各部課室隊長
警察学校長
各警察署長

交通事故による負傷者（以下「負傷者」という。）を医療機関に搬送した者に対して、一定額の報償金を贈与することにより、負傷者の搬送行為を促進し、負傷者の迅速な救護と交通道德の高揚を図るため、別添のとおり「交通事故による負傷者を搬送した者に対する報償金贈与要綱」（以下「要綱」という。）を制定し、本年11月1日から施行することにした。

この要綱の解釈および運用上の留意事項は、次のとおりであるから、部下職員に周知させ、適正な運用に努められたい。

記

1 運用上の根本理念（第1関係）

この報償制度は、最近のきびしい交通情勢下にあつて、人命尊重を基調とした交通安全対策の一環として、負傷者を医療機関に搬送した者に対して一定額の報償金を贈与することによつて、善意の搬送行為を促進し、負傷者の迅速な救護と交通道德の高揚を図ることを目的とするものである。

したがつて、この要綱の運用にあつては、この制度による報償金の贈与対象者が善意の協力者であることから、この協力者に対しては、常に謝意をもつて接するとともに、搬送行為の申告等について親切に指導するように努めること。

2 用語の意義（第1・第2関係）

(1) 「交通事故」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第67条第2項に規定する交通事故のうち、車両等の交通により人が負傷した事故をいい、列車事故等により踏切以外の場所で人が負傷した事故は含まない。

(2) 「交通事故による負傷者」とは、交通事故が原因となつて負傷した者をいい、交通事故と負傷者の負傷との間に因果関係が認められれば、道路上で負傷した者はもちろん屋内で負傷した者も含まれる。

(3) 「医療機関」とは、病院、医院、診療所等のすべての医療施設をいい、外科病院（医院）に限定しない。

(4) 「搬送者」とは、負傷者を医療機関に搬送した者をいい、搬送の手段、方法を問わないが、運賃を受領して搬送したタクシー等の運転者は搬送者として取り扱わない。

なお、この要綱の趣旨から、搬送者が、搬送途中において救急自動車、警察用自動車等に負傷者を引き継ぎ、直接医療機関に搬送しなかつた場合も、これを搬送者として取り扱う。

(5) 「報償金」とは、搬送者の善意の労に報いるという性質のほかに、搬送者の被服や車両の座席等の汚損または破損に対する償いという性質を帯びた金員をいい、実費を補償するという性質のものではない。

3 報償金の贈与対象者（第4関係）

(1) 搬送者がふたり以上いる場合の取扱い

搬送行為1件について搬送者がふたり以上いる場合は、搬送者のうち主として搬送業務に従事した者すなわち、ふたり以上の搬送者のうちで中心となつて搬送業務に従事した者を報償金の贈与対象者とする。

なお、搬送行為1件について搬送者がふたり以上いる場合において、これらの者がほぼ同程度に搬送業務に従事し、これらの者のうちのひとりを主として搬送業務に従事した者と認定することが困難なときは、搬送行為1件を単位として報償金額を定めていることから、搬送者のうちの

だれかひとりを経済金の贈与対象者とし、この経済金はこれらの搬送者の中で分配するよう指導すること。

(2) 搬送者の居住地との関係

広島県内において発生した交通事故による負傷者を搬送した者であれば、その者が広島県内に居住しているか否かを問わず、経済金の贈与対象者とする。

(3) 贈与対象者とならない者の範囲

搬送者のうち、法令により当該負傷者を救護又は扶養すべき義務のある者その他経済金を贈与することが適当でないと認められる次の者は、贈与対象者から除くこととしたので、経済金の贈与に当たっては特に注意すること。

ア 交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員及び旅客以外の同乗者

「その他の乗務員」とは、車掌、助手等の乗務員をいい、「旅客以外の同乗者」とは、運賃を支払ってバス、タクシー等に乗車している旅客以外の同乗者をいう。

イ 警察職員及び消防職員

「警察職員」とは、警察法（昭和29年法律第162号）第55条第1項に規定する警察官その他所要の職員をいい、「消防職員」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第1項に規定する消防職員をいう。

ウ 負傷者の親族

「親族」とは、民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族をいう。

4 賠償区分等（第5関係）

賠償区分および賠償金の額を搬送者の被服等の汚損等の程度または搬送行為の困難度に応じて

1級 5,000円

2級 3,000円

3級 2,000円

の3段階に区分したので、賠償区分および賠償金の額を決定するに当たっては、次の点に留意すること。

(1) 1級に該当する場合

「搬送者の被服、車両の座席等が著しく汚損もしくは破損した場合」とは、搬送者の被服、車両の座席等が血まみれになり、使用に堪えない程度に汚損した場合等をいい、「搬送行為がきわめて困難であった場合」とは、たとえば谷底へ転落した事故の場合に数十メートルの谷底から重傷者をおかぎ上げて搬送した場合のように献身的な努力を払って搬送した場合や、負傷者をきわめて長距離（おおむね20キロメートル以上）に搬送した場合等をいう。

(2) 2級に該当する場合

「搬送者の被服、車両の座席等が相当汚損もしくは破損した場合」とは、搬送者の被服、車両の座席等が1級に該当するまでには至らないが、血、どろ等で相当汚損した場合等をいい、「搬送行為が相当困難であった場合」とは、重傷者を搬送した場合のように相当の困難を克服して搬送した場合や負傷者を相当長距離（おおむね10キロメートル以上20キロメートル未満）に搬送した場合等をいう。

(3) 3級に該当する場合

「1級および2級に該当しない場合」とは、搬送行為による搬送者の被服、車両の座席等の汚損または破損が軽微であった場合、軽傷者に肩を貸して短距離に搬送した場合等搬送者の被服、車両の座席等の汚損もしくは破損の程度または搬送行為の困難度が、1級および2級に該当するに至らない場合をいう。

5 汚損状況の確認（第6関係）

搬送者は、搬送行為により被服、車両の座席等が汚損又は破損したときは、搬送先の医療機関又は搬送者の居住地から最も近い高速道路交通警察隊、警察署、交番又は駐在所（以下「警察署等」という。）にその確認を求めてくることになる。

したがって、警察署等に勤務する警察官は、この確認を求められたときは、当該交通事故を取り扱ったか否かにかかわらず、速やかに確認し、搬送カード裏面の被服、座席等の損傷状況欄の該当番号に○印を付し、所定欄に押印すること。

6 報償金の決定および贈与（第7関係）

- (1) 搬送カードを受理したときは、その都度、当該搬送カードに広島県警察における文書等の取扱いに関する訓令（平成14年広島県警察本部訓令第4号）に定める文書收受印を押した上、搬送者報償処理簿に登載するとともに、文書收受印の所定欄に搬送者報償処理簿の番号を記入すること。

この番号は、搬送カードを受理した順序に従い、暦年による一連番号を付けるものとし、当該事案の処理が完結するまでは、当該年内においては、同一番号をつけること。

- (2) 搬送カードの記載内容の調査は、交通事故事件簿等に基づいて行うこと。
- (3) 報償金の額を決定した場合における通知は、報償金贈与通知書を申告書に手交又は郵送して行うこと。

また、この通知書を手交する場合は、できるだけ、同時に報償金を贈与するよう配慮すること。

7 報償金を贈与しない場合の通知（第9関係）

高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下「署長等」という。）は、申告者が報償金の贈与対象者に該当しないと認めたときは、報償非該当通知書（様式第3号）にその理由を明確に記載した上、速やかに申告者に通知するよう配意し、長期間放置したり、忘却するなど疎略な取扱いは厳に慎み、善意の協力者の心情を害することのないようにすること。

8 搬送カードの提出がない者に対する取扱い（第10関係）

この報償制度は、搬送者の申告に基づいて行うものであるが、搬送者の中にはこの制度を知らないため申告しない場合があると思われるので、署長等は、搬送カードが提出されない場合であつても、交通事故処理の過程において搬送者を認知し、かつ、報償金の贈与対象者に該当すると認めたときは、この報償制度の趣旨、搬送行為の申告手続等を当該搬送者に電話、郵便はがき等により通知すること。

9 処理簿の備付け（第12関係）

- (1) 搬送者報償処理簿は、高速道路交通警察隊本隊及び警察署の交通事故に関する事件の捜査を担当する課に備え付け、搬送カードの処理状況を明確に記録して整理しておくこと。
- (2) 搬送カード及び搬送者報償処理簿は、支出証拠書となるものであるから、取扱いに遺漏がないよう留意すること。

10 報告（第13関係）

署長等は、搬送カードを受理したときは、報償金の贈与の有無にかかわらず、毎月の処理状況を搬送者報償処理報告書（様式第5号）により報告すること。

11 報償制度の周知徹底

この報償制度を適正かつ円滑に運用するため、交通に関する大会、講演会、座談会等の各種会合、運転免許更新時における講習、会社、事業場、交通安全協会等の団体、市町村の発行する広報紙等を通じて、この報償制度の趣旨および内容を広く県民に広報し、報償金の贈与対象となる搬送行為が行なわれた場合はもれなく申告されるよう周知徹底に努めること。

交通事故による負傷者を搬送した者に対する報償金贈与要綱

（趣旨）

第1 この要綱は、交通事故による負傷者（以下「負傷者」という。）の救護の促進を図るため、負傷者を医療機関に搬送した者（以下「搬送者」という。）に対する報償金の贈与に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2 この要綱について「交通事故」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第67条第2項に規定する交通事故のうち、車両等の交通により人が負傷した事故をいう。

（適用区域）

第3 この要綱は、広島県の区域内において発生した交通事故について適用する。

（報償金の贈与対象者）

第4 報償金は、搬送者のうち主として搬送業務に従事した者であつて、次に掲げる者以外のものに贈与する。

- (1) 交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員および旅客以外の同乗者
- (2) 警察職員及び消防職員

(3) 負傷者の親族

(報償区分等)

第5 報償区分、決定基準および報償金額は、次の表のとおりとする。

報償区分	決定基準	報償金額
1級	負傷者を搬送したことにより搬送者の被服、車両の座席等が著しく汚損もしくは破損し、または搬送行為がきわめて困難であつたと認められる場合	搬送行為1件につき 5,000円
2級	負傷者を搬送したことにより搬送者の被服、車両の座席等が相当汚損もしくは破損し、または搬送行為が相当困難であつたと認められる場合	搬送行為1件につき 3,000円
3級	負傷者を搬送し、1級および2級に該当しない場合	搬送行為1件につき 2,000円

(搬送行為の申告等)

第6 搬送者は、報償金を受けようとするときは、高速道路交通警察隊、警察署、交番及び駐在所(以下「警察署等」という。)に備え付けてある搬送カード(様式第1号)に必要な事項を記載して、当該交通事故の発生地を管轄する高速道路交通警察隊、警察署の署長(高速自動車国道においては、高速道路交通警察隊の隊長。以下「署長等」という。)に提出するものとする。

2 搬送者は、搬送行為により被服、車両の座席等が汚損又は破損したときは、最寄りの警察署等において警察官の確認を受けるものとする。

(報償金の決定と贈与)

第7 署長等は、第6の規定による搬送カードを受領したときは、その記載内容を調査し、報償金の贈与対象者に該当すると認めるときは、報償金の額を決定するものとする。

2 署長等は、報償金の額を決定したときは、申告者に報償金贈与通知書(様式第2号)により通知するとともに、報償金を贈与するものとする。

(搬送カードの移送)

第8 署長等は、第7の規定により調査した結果、搬送行為が他の警察署等の管内で発生した交通事故に係るものであることが判明したときは、速やかに当該交通事故の発生地を管轄する署長等に搬送カードを移送するものとする。

(報償非該当の通知)

第9 署長等は、第7の規定により調査した結果、報償金の贈与対象者に該当しないと認めるときは、速やかに報償非該当通知書(様式第3号)により、申告者にその旨を通知するものとする。

(搬送カードを提出しない者の取扱い)

第10 署長等は、交通事故の処理等の過程において搬送者を認知した場合で、搬送カードが提出されていないときは、当該搬送者が報償金の贈与対象者に該当するか否かについて調査し、該当すると認めるときは、この報償制度の趣旨、搬送行為の申告手続等を当該搬送者に通知するものとする。

(他の報償との関係)

第11 署長等は、報償金を受けることになった者が広島県警察の表彰等の取扱いに関する訓令(平成6年広島県警察本部訓令第13号)に基づく表彰事案に該当すると認めるときは、この要綱による報償金の贈与とは別に表彰を上申し、又は表彰を行うことができる。

(処理簿の備付け)

第12 署長等は、搬送カードを受領したときは、その都度搬送者報償処理簿(様式第4号)に登載し、その処理状況を記録して整理するものとする。

(報告)

第13 署長等は、毎月の処理状況を搬送者報償処理報告書(様式第5号)により、翌月5日までに警察本部長に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和46年11月1日から施行する。

様式第1号

様式第2号
様式第3号
様式第4号
様式第5号

搬 送 カ ー ド (表面)

あなたの住所、職業、氏名	県		市	町	番	番
	職業		氏名		電話	
搬送した年月日時	年	月	日	午前	時	分頃
交通事故があつた所	市郡		町	番	付近	
運び先の病院などの名前	() 病院 () 診療所 パトカー、救急車に引継ぎ					
負傷者を運ぶために使用した車両等	<input type="checkbox"/> バス <input type="checkbox"/> トラック <input type="checkbox"/> 乗用車 <input type="checkbox"/> 軽四貨物 <input type="checkbox"/> 軽四乗用車 <input type="checkbox"/> その他 ()					
負傷者を運んだときの状況	<input type="checkbox"/> 容易に搬送できた。 <input type="checkbox"/> 搬送するのに困つた。 <input type="checkbox"/> 負傷者を搬送するのに時間がかかつた。 <input type="checkbox"/> 一度に数人も負傷者がいたので搬送するのに困つた。 <input type="checkbox"/> その他 ()					
被服、座席の汚れ等の状況	被服	<input type="checkbox"/> 汚れなかつた。 <input type="checkbox"/> 少し汚れた。 <input type="checkbox"/> かなり汚れた。 <input type="checkbox"/> 再び使えないほど汚れた。 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	座席	<input type="checkbox"/> 汚れなかつた。 <input type="checkbox"/> 少し汚れた。 <input type="checkbox"/> かなり汚れた。 <input type="checkbox"/> 再び使えないほど汚れた。 <input type="checkbox"/> その他 ()				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(裏面)

表記のことについて、次のとおり確認した。		調査確認者印			
1 事故発生の事実	1 事故発生あり 2 事故の事実がない。				
2 搬送事実	1 相違ない。 2 搬送事実が推定できる。 3 搬送事実がない。				
3 被服・座席等の 損傷状況	1 確認した。 2 確認できない。 3 推定できる。				
4 贈与対象者に該 当の有無	1 該当する。 2 該当しない。				
その他参考となる事項					
本件に対する報償区分及び報償金の額を次のとおり決定する。					
年 月 日	1 級 2 級 3 級	決定額	円	決定者 (隊長・) (署長)	印

注：1 搬送者は、搬送カードの表面に必要事項を記入した上、該当する□に \surd 印をつけてください。

2 「搬送した年月日時」欄には、運び先の病院などに到着した年月日及び時刻を記入してください。

報 償 金 贈 与 通 知 書

年 月 日

様

警 察 本 部 長
広島県 (警察署長)

あなたは 年 月 日 午前 時 分頃交通事故による負傷者を医療機関へ搬送されましたので、あなたの善意による搬送行為に対する感謝のしるしとして、金 円を贈ります。

注 発信者が警察本部長の場合はその下に括弧書きで所属名を、警察署長の場合はその下に括弧書きで主務課を記載すること。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(裏面)

報 償 非 該 当 通 知 書

この度は、交通事故による負傷者を医療機関へ搬送していただきありがとうございました。

あなたから提出していただいた搬送カードについて調査しました結果、あなたは、次の理由により、報償金の贈与対象者に該当しませんので御了承ください。

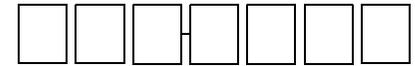
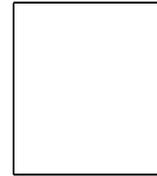
[理由]

年 月 日

広島県 警 察 本 部 長
(警察署長)

(表面)

郵 便 は が き



様

注 発信者が警察本部長の場合はその下に括弧書きで所属名を、警察署長の場合はその下に括弧書きで主務課を記載すること。

搬 送 者 報 償 処 理 簿

番 号	搬送カード 受理年月日	搬 送 者 の 名		事 故 の 概 要		被搬送者の 住所・氏名		報償該当 非該当	報 償 区 分・金額	交通課 (係) 取扱者	会計課 (係) 取扱者	贈与年月日 贈与方法
		住所	氏名	事故発生 (搬送) 年月日	市 郡 町	住所	氏名	該 当	級 円		⊕	・ ・ 手交、郵送
	・ ・	住所	氏名	事故発生 (搬送) 年月日	市 郡 町	住所	氏名	該 当	級 円		⊕	・ ・ 手交、郵送
	・ ・	住所	氏名	事故発生 (搬送) 年月日	市 郡 町	住所	氏名	該 当	級 円		⊕	・ ・ 手交、郵送
	・ ・	住所	氏名	事故発生 (搬送) 年月日	市 郡 町	住所	氏名	該 当	級 円		⊕	・ ・ 手交、郵送
	・ ・	住所	氏名	事故発生 (搬送) 年月日	市 郡 町	住所	氏名	該 当	級 円		⊕	・ ・ 手交、郵送
	・ ・	住所	氏名	事故発生 (搬送) 年月日	市 郡 町	住所	氏名	該 当	級 円		⊕	・ ・ 手交、郵送

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

搬送者報償処理報告書

年 月 日

警察本部長 様

長
(月分)

搬送カード 受理件数	報 償 金 贈 与 該 当	報 償 金 贈 与 非 該 当	未 決 定	報 償 金 贈 与 状 況			備 考
件	件 円	件	件	合 計		件 円	
				内 訳			
				1 級	5,000円	件	
				2 級	3,000円	件	
				3 級	2,000円	件	

注 発信者が警察署長の場合、警察署長名の下に括弧書きで主務課を記載すること。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。